

目 次

第 1 章	目指す藤枝の教育の姿	1
1	藤枝市の教育の基本的な考え方	1
(1)	基本理念	1
(2)	子どもたちに身につけてほしいこと	2
(3)	「教育日本一」の具体化に向けて	2
2	「学びの環境モデルふじえだ」を実現するために	2
(1)	家庭の役割	3
(2)	地域の役割	3
(3)	学校等の役割	3
第 2 章	計画の策定について	5
1	計画策定の背景と趣旨	5
2	計画の範囲	5
3	対象期間	5
4	行動計画の作成	5
5	計画の位置づけ	6
6	計画の基本目標	7
7	「学びの環境モデルふじえだ」に込めた思い	8
第 3 章	施策の展開	9
	施策体系	9
施策 1	教育に関する市民意識の醸成	12
施策 2	家庭教育を地域ぐるみで支援	13
施策 3	学校、公民館を核に家庭・地域・学校等が一体となって取り組む教育の推進	15
施策 4	安全・安心な環境づくり	16
施策 5	地域の実態にあった特色ある教育を小中学校接続で推進	18
施策 6	国際感覚を伴った英語運用能力の育成	19
施策 7	心のふれ合いを通じた対人関係力の育成	20
施策 8	確かな学力の育成と環境整備	22
施策 9	創造力・問題解決力の育成	24
施策 10	子どもの特性を伸ばす教育の充実	25
施策 11	特別支援教育の充実	27
施策 12	幼児教育の充実	30
施策 13	体づくりの体制整備	32
施策 14	広範囲にわたる学びのステージの提供	35
施策 15	学びのネットワークの構築	36
施策 16	生涯学習・スポーツの振興	37

第 4 章 計画の推進について	39
1 関係機関との連携・協力	39
2 新たな検討が必要となる事項への対応	39
3 進捗管理	39
参考資料	40
関連データ	40
藤枝市子ども未来応援会議設置要綱	46
計画策定経過	48
子ども未来応援会議委員	49
用語解説	51

- 1 この計画において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。
- 2 この計画において「学校等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。